一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　　「令和4年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況（累積違反点数）			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該違反点数
令和4年1月4日	熊交観光バス株式会社 （法人番号2330001011110） 代表者住永裕司 熊本県上益城郡益城町大字広崎字大友789	本社営業所 熊本県上益城郡益城町大字広崎字大友789	文書警告、文書勧告	道路運送法第15条第1項、道路運送法施行規則第66条第1項第6号	令和3年10月11日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)届出義務違反(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)	10点	10点	10点	10点
令和4年1月4日	株式会社シーエイチアイ （法人番号8010401017741） 代表者露崎強 東京都港区元麻布3-4-41	ホテルセキア営業所 熊本県玉名郡南関町大字関村字上床1556-59	文書警告	道路運送法（以下「法」）第23条第3項、法第27条第3項、道路運送車両法第52条	令和3年11月25日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任（解任）未届出違反（旅客自動車運送事業運輸規則第68条）、(2)整備管理者の選任（変更）未届出違反（道路運送車両法第52条）	13点	13点	13点	0点

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　「令和4年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況（累積違反点数）			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該違反点数
令和4年1月6日	ES観光株式会社 （法人番号1300001004514） 代表者水川淳	江北本社営業所	輸送施設の使用停止（120日車）、文書警告	道路運送法（以下「法」）第12条第1項、法第27条第3項、法第29条の3	令和3年9月15日、監査実施。13件の違反が認められた。(1)運送約款の掲示義務違反（道路運送法（以下「法」）第12条第1項）、(2)運送引受書の交付義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第7条の2第1項）、(3)点呼の記録事項義務違反（運輸規則第24条第5項）、(4)乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第25条）、(5)運行記録計による記録又は運行記録計による記録保存違反（運輸規則第26条第1項）、(6)乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第37条第1項）、(7)運転者に対する指導監督違反（運輸規則第38条第1項）、(8)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反（運輸規則第38条第1項）、(9)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反（運輸規則第38条第1項）、(10)全従業員に対する指導監督違反(運輸規則第38条第5項)、(11)運行管理者の講習受講義務違反（運輸規則第48条の4第1項）、(12)、(13)輸送の安全に関わる情報の公表等違反(運輸規則第47条の7第1項、法第29条の3)	12点	12点	12点	12点
	佐賀県杵島郡江北町大字上小田4493-1	佐賀県杵島郡江北町大字上小田4493-1							

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　「令和4年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況（累積違反点数）			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該違反点数
令和4年1月18日	株式会社絆 （法人番号9330001015641） 代表者久保孝雄	絆観光営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和3年11月11日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第37条第1項）、(2)整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第46条）	1点	1点	1点	1点
	熊本県天草市本町下河内1900番地	熊本県天草市南新町9-9							
令和4年1月24日	有限会社安藤自動車整備工場 （法人番号3350002009539） 代表者安藤洋之	本社営業所	輸送施設の使用停止（80日車）、文書警告	道路運送法（以下「法」）第9条の2第1項、法第27条第3項	令和3年10月20日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反（道路運送法第9条の2第1項）、(2)運送引受書の記載事項不備違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第7条の2第1項）、(3)点呼の実施義務違反（運輸規則第24条）、(4)点呼の記録事項義務違（運輸規則第24条第5項）、(5)乗務員台帳の記載事項義務違（運輸規則第37条第1項）、(6)運転者に対する指導監督違反（運輸規則第38条第1項）	8点	8点	8点	8点
	宮崎県児湯郡川南町川南19755-2	宮崎県児湯郡川南町川南19755-2							